

**特定復興再生拠点区域の
避難指示解除に向けた住民説明会で頂いた
主なご意見・ご要望に関する取組について**

**令和4年6月
住民生活課**

令和4年度特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた住民説明会で頂いた 主なご意見・ご要望に関する取組について

- 5月12日～6月4日に県内外11箇所で住民説明会を開催いたしました。
- ご参加いただいた住民の皆様からの主なご意見・ご要望とそれに対する町・国の回答は下記の通りになります。
- ご参加いただいた皆様からは、主に解除後の生活環境等に関するご質問をいただきました。

避難指示解除について

特定復興再生拠点区域は避難指示解除できる状況になっていると町が判断していると理解した。
町民が戻れるよう、一刻も早く解除していくべきである。

- 安全であることと、安心だと判断していただくことは別であり、町としては、戻ってきた人の被ばくをいかに下げるかに注力してまいります。解除後も長期目標である個人の追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを目標に、国に更なる線量低減等を求めてまいります。（町）

避難指示解除について、国としては、生活できるレベルにあると考えているのか。

- 生活に必要なレベルは概ね復旧しているものと考えておりますが、避難指示解除は復興のためのスタートであり、引き続き生活環境や買い物環境などを充実できるよう取り組んでまいります。（国）

避難指示解除について（つづき）

避難指示が長くなりすぎなのではないか。長期になることを早めに伝えられなかったのか。

- 11年を超える時間が経ってしまっていること、大変申し訳なく思っております。震災当時に比べ、放射線量も低減していること等も踏まえ、避難指示解除できるようしっかり対応してまいります。（国）

避難指示解除時期はいつなのか。役場の業務開始時期まで待たないのか。

- 避難指示解除の時期については、住民の皆さまのご意見もお伺いしながら、国との協議で決定いたします。（町）

除染・放射線不安について

町の公共施設の除染・解体はいつ行うのか。

- 公共施設については、活用方針の検討を進めているところですが、方針が確定し次第、除染・解体が必要なものは国に申請を行っていく予定です。（町）

近隣のモニタリングポストがしばらく調整中になっており、状況が分からず不安である。

- モニタリングポストによって状況が異なるため、個別に確認させていただきます。（国）
※後日、5月中に復旧していることを確認しております。

除染・放射線不安について（つづき）

避難指示解除の線量の基準について教えてほしい。

- 避難指示解除は、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であることが要件ですが、避難指示解除後も年間1ミリシーベルトを目指して取り組んでまいります。（国）

放射線量の状況について教えてほしい。

- 特定復興再生拠点区域では、空間線量率が平均して毎時0.44マイクロシーベルトとなっており、有識者で構成される町の放射線量等検証委員会で、「避難指示解除に当たっては、放射線量は十分に低減している」との判断をいただいております。（町）

ホットスポットの発見方法を教えてほしい。

- 歩行サーベイ（歩きながら詳しく放射線量を測定すること）を行い、ホットスポットの調査を行います。ホットスポットが見つければフォローアップ除染をしてまいります。（国）

放射線は目に見えないので、線量計を道路に設置するなどできないか。

- 町内にはモニタリングポストを設置しており、そちらでご確認いただけるほか、個人線量計をお持ちいただいで、生活された際の実際の数値を知っていただくことが重要と考えております。（国）

除染・放射線不安について（つづき）

自宅の解体申請をしたが、まだ解体できていない。対応が遅いのではないか。

- 現地を確認させていただいてから具体的な解体作業に入らせていただいておりますが、工期などの関係から、時間がかかってしまっている場合もあります。速やかに対応させていただきます。（国）

避難指示が解除されたならば、山菜を採取して食べたり、魚を捕獲して食べることはできるのか。

- 山菜、きのこ、畜産物など、国の基準（100Bq/Kg）により、摂取制限等が課されているものもありますので、必要な検査等も実施するなど、安心できる環境づくりを進めてまいります。（国）

避難指示解除の20 mSvの根拠は何か。事故前は1 mSvという基準であったはずではなかったか。

- 国際的・科学的知見では、放射線によるリスクの増加は100mSv以下の被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。
その上で、ICRP勧告を踏まえつつ、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告も参考に、原子力災害対策本部において「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること」を避難指示解除の要件の一つとすることを決定しています。（国）

除染・放射線不安について（つづき）

放射能について。放射能被害が出た時はどこの責任になるのか。また、子どもへの放射線の配慮について、国は感受性が強いことを考慮した対策をうたっているが、今回どのように取られているのか。

- 国際的・科学的知見では、放射線によるリスクの増加は100mSv以下の被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。
- その上で、ICRP勧告を踏まえつつ、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告も参考に、原子力災害対策本部において「空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること」を避難指示解除の要件の一つとすることを決定しています。
- また、同ワーキンググループの報告書では、「子ども・妊産婦等の被ばくによる発がんリスクについても、成人の場合と同様、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」とされていますが、避難指示解除後も子どもの生活環境を含めてモニタリングを行い、ホットスポットが見つければフォローアップ除染を行うなど取り組んでまいります。
- なお、福島県「県民健康調査」検討委員会による「県民健康調査における中間とりまとめ」（平成28年3月）では、「本調査で得られた線量推計結果は、これまで得られている科学的知見に照らして、統計的有意差をもって確認できるほどの健康影響が認められるレベルではないと評価する」とされていると承知しています。（国）

除染・放射線不安について（つづき）

山田地区への放射線の影響について、放射線量のみでなく、「どの核種がどの程度落ちているのか」をしっかりと示すべき。特に半減期の長い「プルトニウム」や「ウラン」が出ていると、線量では問題なくても不安。

- 各地域の放射性物質濃度の測定結果については、原子力規制委員会のホームページに公開されております。
- なお、山田地区で検出された放射性物質のうち、ウランについては天然に存在するもの、プルトニウムについては過去の大気圏内核実験によるものを検出したと考えられます。（国）

※ご参考：東京電力株式会社福島第一原子力発電所20km圏内の空气中放射性物質濃度の測定結果（2011年05月）

<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/223/list-201105.html>

セシウムはガンマ線しか測定していないだろうが、アルファ線が出ていたらどうするのか。

- 科学的な特性として、セシウムはベータ線、ガンマ線を放出しますが、アルファ線は放出いたしません。（国）

※ご参考：放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（令和2年度版）（環境省

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r2kisoshiryo/r2kiso-01-02-04.html>

除染・放射線不安について（つづき）

（中間貯蔵施設）2045年の絵姿を示してほしい。

- 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分という方針は、国としての約束であるとともに、法律にも規定された国の責務です。ご指摘の点については、町等や住民の皆様とよく相談しながら、検討を進めてまいります。（国）

除染費用（除染面積当たりコスト）はどのくらいかかるのか。

- 対象や除染状況等によって変わりますが、除染工事の単位当たりコストについては、復興庁のホームページに公開されています。（国）
※ご参考：行政事業レビュー 公開プロセス 特定復興再生拠点整備事業説明資料（2022年6月1日）（環境省）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r04/20220527155545.html

試験栽培について、100Bq/kgという基準を下回れば安全なのか。

- 国際的な基準（1000Bq/kg）と照らして、わが国は厳しい基準を設けています。今回の試験栽培の結果では、その基準を下回るという数値であり、問題ないと判断されたものです。（国）

双葉駅東地区の開発予定があるなら教えてほしい。

- 現時点で公表できる情報はありますが、第3次復興まちづくり計画の策定に向けて、引き続き取り組んでまいります。（町）

除染した水田は山砂が入ってしまっているのので、震災前の状況に戻れない。普通の土に入れなおせないのか。

- 営農再開に向けた準備として、地力回復ができるよう国や県でも支援策を進めてまいります。（国）

今後、どういう産業を進めようとしているのか。どのような企業がいるのか。

- 町の産業復興拠点に企業誘致を進めており、燃糸業やハイテク産業の工場等が操業を予定しております。町とも協力しながら、企業誘致を進めてまいります。（国）

インフラ・交通の復旧について

自宅の周辺道路はひびや水たまりができており、舗装が十分でないところがある。いつ直すのか。

- 現在調整中ですが、きちんと対応がされるよう必要な調整を行ってまいります。（町）

双葉駅の利用者はどれくらいいるのか。

- 正確な人数を把握できておりませんが、町内にある産業交流センターの企業の従業員の一部の方は、通勤に電車を利用していると承知しております。（町）

暮らしの安全確保について

防災無線の内容が、冬でも熊の目撃情報を流しているなど、実態と乖離しているので修正すべき。

- ご指摘を踏まえ、適切な内容となるよう、対応してまいります。（町）

自宅を解体したが、新しく家を建てられるのか。家を建てるための費用補助等はないのか。

- 拠点区域内では、住宅の再建は可能です。（国）
- 住宅の再建費用について、東京電力の賠償等をご活用いただける場合もありますので、お困りの点があれば東京電力にご相談いただければと思います。（国）

暮らしの安全確保について（つづき）

地震があった場合など、町役場職員が常駐していないと不安である。

- ご心配をおかけして申し訳ありません。ご指摘を踏まえて検討してまいります。（町）

有害鳥獣対策の状況を教えてほしい。サルの対策などあるのか。

- 令和3年度は町内でイノシシ等を601頭駆除しております。（町）
- サルについては、生息状況調査を実施し、被害防止対策の策定を進めていく予定です。（町）

防災無線整備工事の工期は2023年3月と聞いているが、拠点区域内は避難指示解除予定時期までにできるのか。

- 防災行政無線の整備については、令和5年度当初から運用を開始するよう整備を進めています。それまでは双葉町防犯・防災総合システムで代用します。（町）

帰還後に災害があったときの避難所や防火、防災体制について教えてほしい。

- 避難所については双葉中体育館を改修して活用することを検討しており、毛布や食料の備蓄も行っています。拠点内の消火栓については概ね復旧しており、引き続き復旧を進めてまいります。未復旧の箇所には仮設防火水槽を設置しています。消防団については、第一分団と第二分団の屯所を今年整備予定です。
- 帰町後の避難訓練についても、実態にあったものになるよう検討してまいります。（町）

サービス機能について

除草剤だけでは対応できないこともあり、草刈り部隊を立ち上げる予定はないのか。

- 除草剤だけの対応ではなく、町内の建設業者等を案内する等の柔軟な対応を検討してまいります。（町）

理美容室を町に作ってもらえないか。

- 双葉駅東地区に商業施設等で、商工会に声をかけて事業再開ができるよう検討してまいります。（町）

町に花を植える計画など景観も配慮したまちづくりをしてほしい。

- 植栽や公園を創るなどの計画を検討しております。（町）

若い移住者を呼び込むのであれば、学校が必要。学校再開に関する考え方を教えてほしい。

- 学校再開のために、今後、住民の皆さまの帰還状況等を把握しながら、再開の時期や校舎の規模感などについて検討してまいります。（町）

上水道の整備や井戸水の修理といったいろいろな相談に一元的に対応してくれる窓口はないのか。

- 担当課が住民生活課帰町準備室なので、そちらをご案内して対応させていただきます。（町）

双葉駅西側の住宅地区には、スーパー等を整備しないのか。

- 駅西地区には、移動販売を計画しており、準備を進めてまいります。（町）
※6月13日（月）より町内2ヶ所で移動販売がスタートします。

「避難指示解除に関する考え方」（2018.12双葉町）にある「2022年春に向けた取組」に示されている都市機能・生活サービス等の取組は全て予定通り完了しているか。

○ 町役場

（当面の間、JR双葉駅周辺地区での役場機能の再開）

- ・8月末の開庁を目指して、JR双葉駅東口に役場仮設庁舎を整備中です。

（支所・出張所を含めた役場機能の最終的なあり方検討）

- ・町内への役場機能移転に伴い、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所の3支所については、当面継続してまいります。いずれは縮小、廃止をすることになると考えています。引き続き検討してまいります。

○ 商業

（駅西地区官民複合施設内での小売施設や飲食施設の開業、一般国道6号沿いでの小売施設や飲食施設の開業）

- ・駅西地区の商業施設は、事業者ヒアリングにおいて、マーケティングの規模的にすぐには事業を開始することができない状況にあるため、JR双葉駅東側と国道6号との間にある体育館跡地、仮設庁舎北側の町有地に小売店飲食施設を整備予定しています。今後入居希望事業者を選定しながら整備を進めてまいります。
- ・また、6月13日より、移動販売を産業交流センター前、JR双葉駅東口にて開始しました。この移動販売では、食料品や日用品約500品目を揃えており、今後、商品の要望にも応えていくとのことです。

○ 郵便局・銀行等

（特定拠点全域での集荷・配達の再開）

- ・避難指示解除区域では郵便の集配業務は再開されております。また、特定復興再生拠点区域内での配達業務は開始していますが、集荷業務は避難指示解除されてから検討していくと聞いております。

（郵便局・銀行の町内での再開）

- ・郵便局は町内で再開することで調整中です。金融機関の町内での再開は、交渉してまいりましたが、目下の経済状況から困難な状況です。

○ 医療・介護

（周辺自治体と連携した体制整備）

- ・町診療所を整備中です。周辺自治体診療所及び二次医療機関との連携を図ってまいります。

（周辺自治体と連携した、介護保険施設・介護サービスに係る体制整備）

- ・今年度、広域連携を推進すべく、地域包括ケアシステムの確立に向けて県の個別支援を受けております。

（介護保険施設（特別養護老人ホームせんだん等）の在り方検討）

- ・既存の町内の特別養護老人ホームせんだんは、解体の意向と認識しております。町内での再開については、事業主体である社会福祉法人は町と協議のうえ進めるとのことです。

○ 教育・子育て

（再開済みの周辺町村の学校の区域外通学に係る調整）

- ・近隣町の学校への区域外通学を調整してまいります。

（児童施設等の在り方検討）

- ・双葉町児童館は解体し、後継の児童福祉施設等の在り方を検討してまいります。

（既存の幼稚園等、小中学校の在り方検討）

- ・既存の学校等の施設検討につきましては、令和2年度において、双葉町学校等施設在り方検討委員会を設置し、当該委員会より、現在の学校施設での学校再開は困難とのご判断等をいただいております。

（県立双葉高等学校の在り方検討（県との連携））

- ・県と連携して、検討を進めてまいります

○ 地域公共交通

（隣接町村とも連携しつつ、地域コミュニティバスの整備、タクシー事業、運転代行業の営業圏拡大）

- ・JR双葉駅～産業交流センター、富岡～浪江線のバスが運行中です。また、シェアサイクル、カーシェアリングサービスを実施しています。

○ 警察・消防

（JR双葉駅周辺への駐在所の設置）

- ・避難指示解除後に再開の予定です。駐在は当面は通勤体制となります。警察での町内の治安・防犯上の拠点として活用されます。

（町内の各拠点での警察官立寄所の設定）

- ・人が集まる、産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館、そして町コミュニティセンター連絡所、旧駅舎に警察官立寄所を設定しております。

（消防機能の確保）

- ・浪江消防署は再開済です。拠点内の消防水利としての消火栓の復旧は進めております。
- ・また、中野地区には、あらたに防火水槽も新設しております。
- ・町消防団の基幹分団である消防団第一分団、第二分団の消防屯所を令和4年度に整備予定です。

○ 防犯・防災

（地域防犯パトロール・防犯カメラの継続・拡充）

- ・町内での防犯・防災パトロール事業及び拠点内での戸別巡回事業は継続しております。
- ・令和4年度で防犯カメラのリース期間が終了することから、今年度に低コストでの電柱型の防犯カメラを30基整備してまいります。

（必要に応じ、防犯灯の設置）

- ・維持困難な防犯灯は撤去し、活用できるものはLED化のうえ、引き続き復旧を進めてまいります。
- ・一方で、街中は、商工会の街路灯が防犯灯の役割も担っていることから、それを活用するため、維持管理が困難なものの撤去、活用可能なもののLED化、そして電気料の補助を町商工会へ行っております。

（消防団組織の段階的な再構築）

- ・消防団は行政区との関係が強いことから、分団の見直しは今後行ってまいります。なお、火災発生時の当面の初期対応のため、機能別分団の設置について、検討してまいります。

○ 住宅・宿泊施設等

（公営住宅、住宅分譲地、宿泊施設の整備）

- ・駅西地区に戸建30戸、集合住宅56戸の整備を進めています。今後、住宅分譲も行ってまいります。
- ・また、宿泊施設は、中野地区にビジネスホテルがオープンしております。

○ 生活ゴミ処理

（生活ごみ処理サービスの再開）

・避難指示解除後、1年間は環境省委託の事業者が、最寄りのごみステーションで生活ごみを回収いたします。その後は双葉地方広域市町村圏組合によるごみ回収が行われます。その際は震災・原発事故前のように、回収日の設定や分別ごみ袋によるごみ出しになります。

・なお、両竹、浜野両行政区では、今年4月より同組合による回収が始まっています。

○ 有害鳥獣

（有害鳥獣対策等の実施）

（1）イノシシ等について

・家屋への侵入、宅地や農地、墓地、道路等の掘り起しなど、イノシシ等野生動物の被害が発生しているため、町ではイノシシ等野生動物の捕獲を平成25年10月から開始し、環境省・福島県・双葉町が連携して対処しているところですが、イノシシ等野生動物の個体数は減少しているとは考えにくいところです。

・このため、イノシシ捕獲用の箱わなやハクビシン・アライグマ捕獲用の箱わなの設置箇所を検討し、被害状況を確認しながら捕獲活動を実施しているところであり、町としては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除による捕獲範囲の拡大に伴い、帰還した町民からの相談対応等も必要になると想定されるため、広域的な観点から対策強化を図ってまいります。

・なお、イノシシ等野生動物から、農地の荒廃に派生して家屋へと被害が及んでいることから、主に町民の方が所有する家屋の被害防止のために要した経費を一部補助しています。

○ 有害鳥獣（つづき）

（有害鳥獣対策等の実施）

（2）ニホンザルについて

- ・昨今、寺沢地区や石熊地区、上羽鳥地区、山田地区など広く目撃情報が寄せられています。
- ・町では、福島県ニホンザル管理計画（第3期計画）による計画対象地域への追加に伴い、本年度、生息状況調査を実施し、被害防除対策の策定を行う予定であり、策定後は専門家の助言・指導等を得ながら、取組みを進めてまいります。

各種支援措置について

固定資産税の減免の延長についてお願いしたい。町として方針があれば教えてほしい。

- 地方税法では避難指示解除した年の翌年度から3年間は2分の1の減免措置があります。これをもとに、他町村の状況等を踏まえながら、対応を検討してまいります。（町）

帰りたくても帰れない人もいる。土地の利活用のため、残った不動産の買い上げや賃貸の計画があれば教えてほしい。

- 今後、一般社団法人ふたばプロジェクトで空き地・空き家バンクを行っていく予定です。ご希望があるところにつないでいけるよう、取組を進めてまいります。（町）

帰還する際の自宅の修理費の支援等はあるのか。

- 自宅の再建費用は、予算の範囲内で補助対象工事等に要した費用の二分の一補助、最大100万円まで補助金を交付することができますので、対象となるか個別にご相談させていただきます。（町）

福島第一原発の状況について

原発の廃炉作業はきちんと進んでいるのか。

- 廃炉の中長期ロードマップに沿って、これまで、使用済み燃料の取り出しを3・4号機で完了し、汚染水発生量を対策前の4分の1まで低減させました。今後も安全かつ着実に廃炉を進めていきます。（国）

原発の廃炉ができるまで、地震等の災害対策はできているのか。

- 福島第一原発は、東日本大震災級の地震が起こったとしても、重要な建物は倒壊しないことが確認されており、津波に関しては、2020年に防潮堤の増設が完了し、今後もさらにかさ上げを行っていく予定です。また、災害時の放射線の影響について、モニタリングポスト等でも福島第一原子力発電所の放射線量を常に監視しております。（国）

野田総理（当時）が原子力事故収束宣言を行ったが、何をもって収束宣言を行ったのか。事故は収束していないのになぜ避難指示が解除できるのか。

- 2011年12月に原子炉の状態を評価した結果、いわゆる冷温停止状態の達成が確認されたことをもって発言されたものと承知しています。
避難指示は、原子力緊急事態宣言後に行う緊急事態応急対策のひとつですが、その解除については、原子力災害対策本部で決定した解除の3要件が充足された地域で行っています。（国）

福島第一原発の状況について（つづき）

福島第一原子力発電所 1号機の原子炉圧力容器を支える土台の損傷が判明したという新聞記事があったが、安全は確保されているのか。東京電力から双葉町には何らかの通知があったのか。町として町が絶対安全である保証を得るべきではないか。

- 東京電力福島第一原子力発電所は、すでに冷温停止状態を維持しており、再び事故が発生する可能性は限りなく低くなっています。
1号機の圧力容器及び格納容器の耐震性については、事故後に評価を行っており、問題ない旨の確認を行っています。今回の調査の結果も踏まえ、今後さらに詳細なデータを取得し、改めて評価を行う予定です。（国）

福島第一原発の状況について（つづき）

福島第一原子力発電所 1 号機の原子炉圧力容器を支える土台の損傷が判明したという新聞記事があったが、安全は確保されているのか。東京電力から双葉町には何らかの通知があったのか。町として町が絶対安全である保証を得るべきではないか。

- 福島第一原子力発電所 1 号機の原子炉格納容器の内部調査により、ペDESTAL外周部詳細目調査で、ペDESTAL開口部の鉄筋とインナースカートが確認されたことについて、定期連絡で報告がありました。
- 今回判明した 1 号機の圧力容器及び格納容器の耐震性については、事故後に評価を行っており、コンクリート構造物の一部が欠損していたとしても問題ない旨の確認がされたと国際廃炉研究開発機構から平成 29 年 7 月に公表されております。
- これに加え、今回の調査の結果を踏まえ、今後さらに詳細なデータを取得し、改めて評価を行うと聞いております。
- こうしたことから、現時点では安全面における技術的な評価では町民の帰還に影響はないという認識でおりますが、東電や国が、まずは今回判明した 1 号機の状況把握を進め、その調査結果を町民の不安払拭のために説明する必要があると考えております。
- 絶対安全であるとの保証を得るべきとのことですが、先の原発事故の際に、私たちは絶対的な安全はないことを経験しています。したがって、それを求めるのではなく、どれだけそのリスクが低いのか、低減できているのかということを説明されるべきであると考えております。
- 町としましては、引き続き、東京電力や国には、着実かつ安全な福島第一原子力発電所の廃炉を進めるように求めてまいります。（町）

その他について

行政区長として、今後帰還された住民の情報を把握しておきたい。個人情報として扱いが難しいのはわかるが、町として何らかに対応できないか。

- 個人情報保護法に抵触しないような情報の提供方法など対応を検討してまいります。（町）

双葉町に移住できるのか。住む場所はあるのか。

- JR双葉駅西側に86戸の公営住宅を整備する予定です。今年の10月には、25戸が完成予定です。避難指示解除後には移住されることも可能ですので、事前にご相談ください。（町）

避難指示解除になることにより、東京電力からの賠償を返還する必要はないのか。

- 既に支払われた賠償について、避難指示が解除されても返還する必要はありません。（町）

原子力災害現地対策本部長は原子力災害対策本部長から権限の委任をされているか。

- 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部が置かれています。原子力災害現地対策本部には原子力災害現地対策本部長が置かれ、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理することになっています。（国）

その他について（つづき）

避難指示や避難指示解除は、本来、地元双葉郡町村も参加する会議で決定することになっていたはず。防災訓練の際の手順と異なるのではないか。

- 事故当時の対応としては、関係法令等の趣旨を踏まえ、事故の状況に応じた対応を行ったものと承知しています。（国）

原子力被災者生活支援チームの設置根拠は何か。

- 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をした後、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置され、原子力災害対策本部長決定に基づき、原子力被災者生活支援チームが発足しています。（国）

緊急事態宣言はいつまで続くのか。

- 原子力緊急事態宣言の解除（原子力緊急事態解除宣言）については、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに内閣総理大臣が行うこととされています。（国）